只見町観光アプリ「只見なび」加盟店募集要領

１　趣旨

　本要領は，只見町観光アプリ「只見なび」（以下「只見なび」という。）の加盟店を募集するために必要な事項を定めるものとする。

２　事業概要

　（１）事業名

　　　　只見町観光アプリ「只見なび」実証事業

　（２）目的

　本事業は，加盟店となった店舗及び施設の顧客の行動履歴，消費履歴等をデータ化することで，加盟店が顧客データに基づいたサービスや商品開発を行い，発信し，リピーター確保につなげることを目的とする。

　また，只見町の観光及び地域振興に地域全体で取り組み，地域一体となって経済循環を高めることを目指す。

　（３）アプリ概要

　只見なびの会員となった観光客や町民に，地域の観光情報の提供や、買い物・体験ごとにポイントを付与し，会員の行動履歴，消費履歴等をデータ化することで，加盟店がデータに基づいたサービスや商品開発を行うことができるようになる。

　また，蓄積したデータを地域一体となった戦略的な観光施策の展開へ活用する。

　（４）実証期間

実証期間は令和６年５月２０日～令和７年３月３１日とし、加盟店の募集

期間については、令和６年５月２０日～令和６年６月２１日までとする。

　　　また、加盟店が予算の範囲を超えない場合は、再募集を行うものとする。

　　　　※実証期間の延長については協議の上決定する。

３　加盟店対象事業者

　（１）只見町内に店舗又は事業所を有し，宿泊，買い物，飲食及び観光体験

　　　　素材のいずれかのサービスを提供できる者

　（２）町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者

　（３）法令又は公序良俗に反しない者

４　加盟店参画条件

　（１）事業用のタブレット又はスマートフォン（以下，「事業用端末」という）について、所有していること。ただし，事業用端末を所有していない場合は，只見町に加盟店への参画を表明する際に事業用端末の無償貸与について，申請できるものとする。

　（２）事業用端末を利用可能な通信環境を整えていること。

　（３）実証事業終了後も引き続き只見なびの加盟店を継続する意思があること。

５　加盟店数

　　実証事業期間中における加盟店の上限は、予算の範囲内とする。

６　費用負担

　（１）只見なびの保守管理等の費用は只見町が負担する。

　（２）次の費用については，実証期間中は只見町が負担する。

①加盟店システム利用料　月額２，２００円（消費税込み）

　　　②加盟店ポイント付与費用　付与対象売上の１％（ポイント原資分、非課税）

　　　③加盟店システム維持管理費　付与対象売上の２％（課税）

　（３） 只見町が主催するキャンペーン等の費用は，只見町が負担する。

７　加盟店の責務

　（１）只見町及び只見なびを管理運営している株式会社サイモンズ（以下「サイモンズ」という。）と円滑な連携を図ること。

　（２）只見なび会員の増に努めること。

　（３）只見なび会員が来店し，正当なポイント申請をした場合は，これを承認すること。

　（４）只見町が配布する只見なびのチラシ等を掲示すること。

　（５）加盟店を辞する場合は，解約申出書（任意様式）を提出すること。

　　　　なお，解約申出書を提出しない限りは，加盟店を継続する意思があるものとする。

８　只見町への提出書類

　（１）加盟店参加表明書（様式１）

　（２）加盟店誓約書（様式２）

９　株式会社サイモンズへの提出書類

　次の書類については，上記の提出書類の他に只見町交流推進課へ提出すること。

　（１）サイモンズポイント【只見なび】加盟店申込書

　（２）口座振替依頼書

　（３）サイモンズポイント【只見なび】情報取扱に関する覚書（２部提出

　　　　すること。）

　（４）アプリ掲載情報に関するアンケート

　（５）サイモンズポイント【只見なび】コロナ対策マーク申請書（任意）

10　提出・問い合わせ先

　　只見町交流推進課商工労働係

　　電話０２４１－８２－５２４０　　E-mail：syoukou@town.tadami.lg.jp